

第5章 制度の検討（参入関係）

- 情報通信産業について、①自己の作成した情報を送信することを業とする者であり、その情報内容については表現の自由が保障されなければならない一方、伝送される情報が公然性を有するが故に公共の福祉との適合の観点から規律の適用の是非が検討されるコンテンツ産業と、②他者間の情報を疎通させることを業とする者であり、その情報内容については秘匿性を有するべきものであるが故に通信の秘密の確保の観点から規律の適用の是非が検討される伝送インフラ産業とに区分し、それぞれ競争政策や利用者保護等の規律の必要性を検討することが適当である。この区分は、ネットワークを階層構造で捉えた場合のコンテンツレイヤー、伝送インフラレイヤー該当するものである。
- 加えて、コンテンツを効率的・効果的に伝送インフラで配信するという重要な機能を有するプラットフォームについては、今後の法体系の在り方を検討する上で無視できる存在ではない一方で、上記どちらのレイヤーにも当てはまらないことから、ひとまず独立したレイヤとして捉え、情報の自由な流通の観点からその在り方について検討することが必要である。
- 以上を踏まえ、現在の我が国の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置づけ・役割の違いに応じ、レイヤー毎に京津的に規律することとすべきである。さらにレイヤー間の規律の明確化を図ることにより、全体として情報流通のオープン性を確保する法体系に転換することが適当である。このようなレイヤー型の法体系は、EUにおいても、加盟各国レベルで国内法制上の具体的な対応を模索中の段階であり、我が国が国際的な対応を先導する観点からも、世界に先駆けて最先端のレイヤー型の法体系を目指すべきである。
- さらに、このような見直しは現行の規制の形式的な再編成に留まるものではなく、公正競争の確保や利用者利益の保護といった必要不可欠な規律を除き、可能な限り緩和・集約化がなされたものであるべきである。その上で、各レイヤーの規律の基本理念を踏まえ、それぞれのレイヤー毎に（必要な場合レイヤー間も含め）できる限り法律を集約し、プロバイダ責任制限法等のICT利用環境整備関係法も含め、全体としても法技術的に可能な限り大括り化し、「情報通信法（仮称）」として一本化・包括的な法制化を目指すべきである。

5-2 マスメディア集中排除原則の概要①

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第2条の2 (放送普及基本計画)

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項 第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務
認定の審査基準

電気通信役務利用放送法 第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送
登録の審査基準

省令	放送局に係る 表現の自由享有基準等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者（地上）	BSデジタル・CS委託業務の認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者

※認定放送持株会社の子会社については特例有り。

5-3 マスメディア集中排除原則の概要②

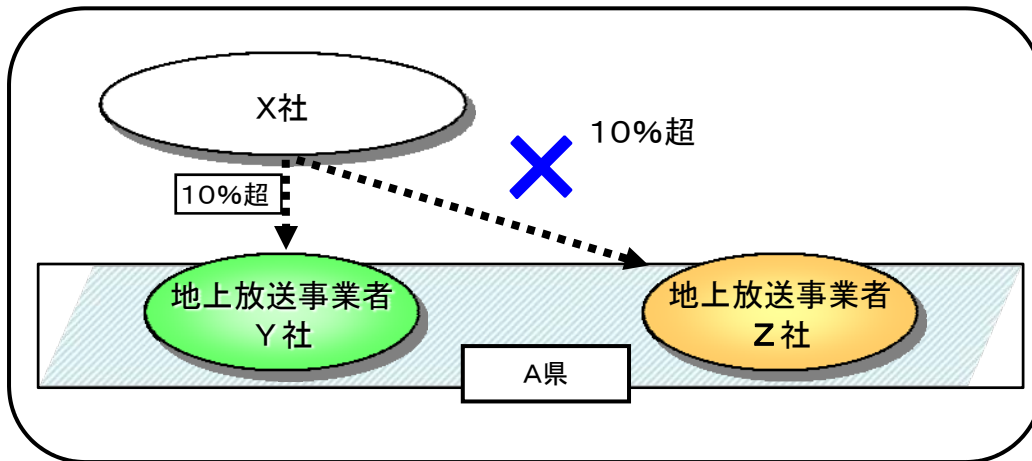
「マスメディア集中排除原則」とは

⇒ 原則、一の者が2以上の放送事業者を「所有」又は「支配」できない。

① 議決権による「支配」

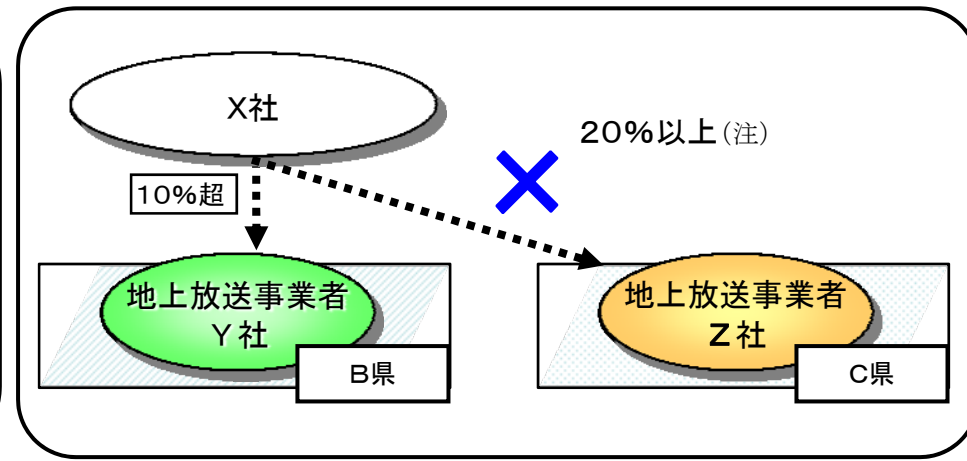
- 放送対象地域が重複する場合 … 10%超
 - “ ” 重複しない場合 … 20%以上
- } の議決権保有を「支配」として禁止

<放送対象地域が重複する場合>



A県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、同一県内のZ社の議決権を10%を超えて保有できない。

<重複しない場合>



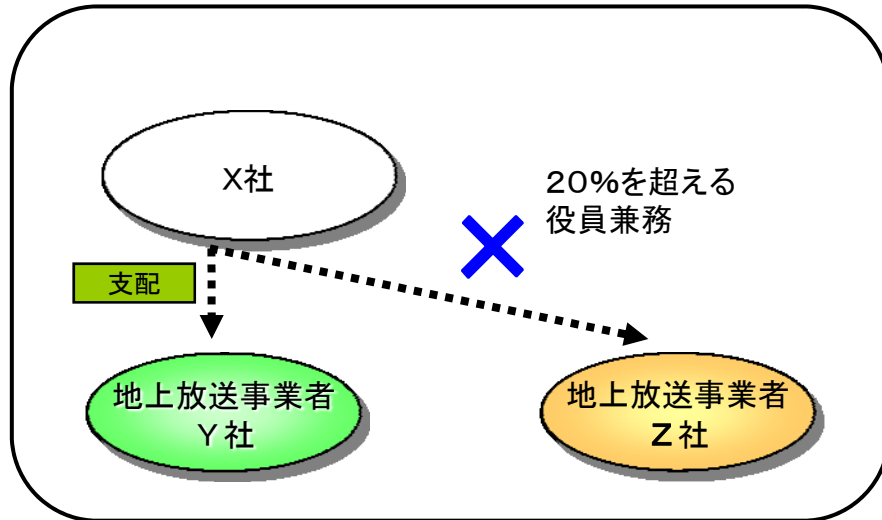
B県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、C県のZ社の議決権を20%以上保有できない。

(注) ただし、B県とC県が隣接している場合は、「3分の1以上」の議決権保有が禁止(7地域までに限る)。

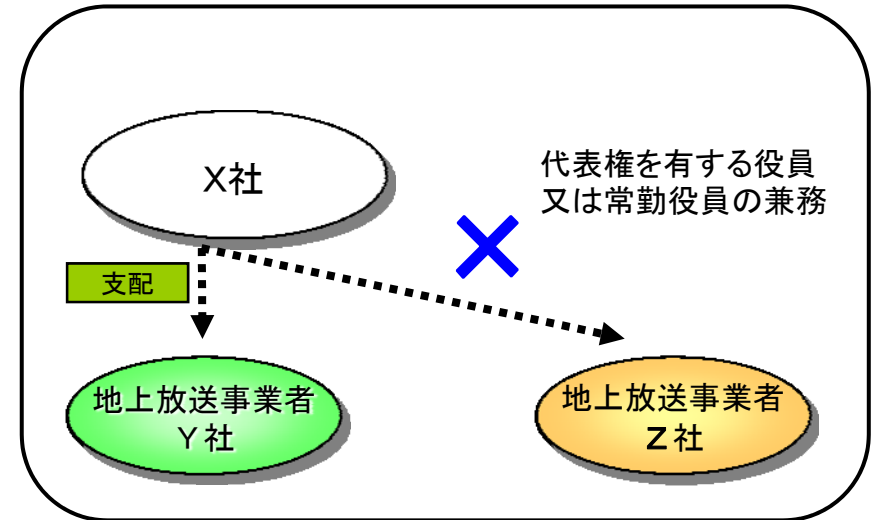
5-4 マスメディア集中排除原則の概要③

② 「役員」の兼務による「支配」

- 20%を超える役員兼務
 - 代表権を有する役員、又は、常勤役員の兼務
- を「支配」として禁止



X社がY社を支配している場合、X社の役員は、Z社の役員を20%を超えて兼務することができない。



X社がY社を支配している場合、X社の代表権を有する役員又は常勤役員は、Z社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務することができない。

「モアチャンネル」について

- 「デジタルラジオは、アナログラジオの「発展形」として位置づけられるが、アナログラジオからの単なる移行ではなく、「モアチャンネル」としての性格、新規リスナー開拓の必要性を踏まえ、最も身近なユビキタスメディアとしての新しい発想で、インターネット等とも連携したサービス・ビジネスを考えることが求められている。」
- 「従来のアナログ放送との明確な差別化を図る観点から、モアチャンネルとしての性格を徹底、サービス面でも新規性を全面に打ち出し、個別チャンネル間の競争による魅力的なチャンネル送出を図るべきである。」

(参考)アナログラジオについて

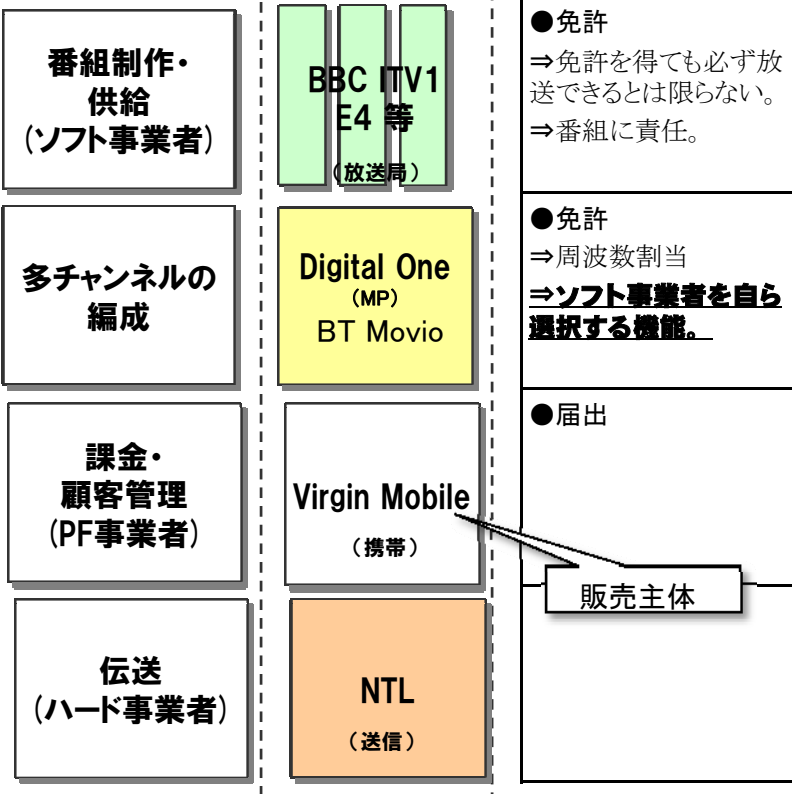
- 「受信機を容易に保有でき、視聴者が親しみやすいメディア特性を有するアナログラジオは、我が国の基幹的メディアを構成する重要な存在といえる。」
- 「このようなメディア特性のもとで、アナログラジオが果たす災害時の情報提供などの社会的な役割は、今後とも非常に重要」
- 「デジタル時代を迎えても、このようなラジオの特性・社会的役割は変わることはなく、アナログラジオにはこのような役割を引き続き確実に果たすことが求められる。」
- 「デジタルラジオの推進により、今後ともローカルメディアとして重要な役割を担う既存アナログラジオにとっても、都市部(ビル陰等)や外国混信に対する受信性向上に役立つことが期待される。」

マスメディア集中排除原則について

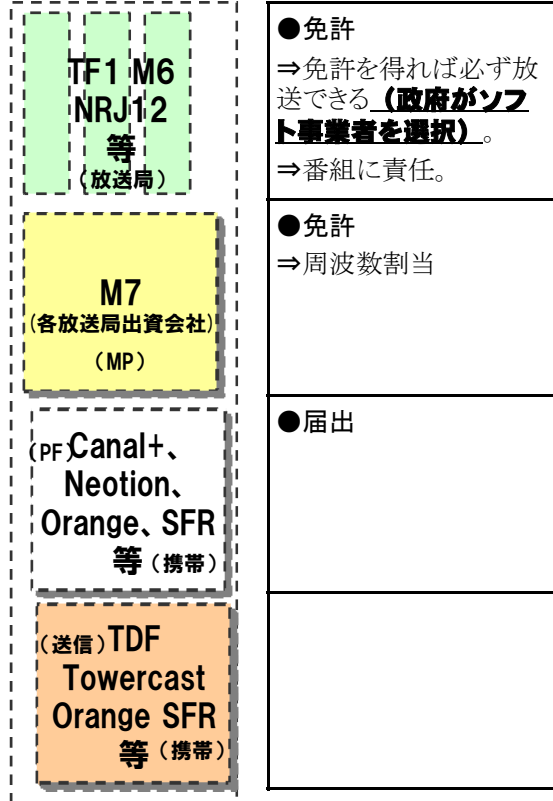
- 「少なくとも2011年以前は、デジタルラジオの先行普及という基本政策を実現するため、マスメディア集中排除原則の適用を除外する。」
- 「(マルチプレックス方式の導入を前提として、)「番組供給者に対する差別的取扱の禁止等新規チャンネル普及促進・放送内容の多様性確保の観点からの一定の規律」(が必要。)

5-6 諸外国におけるマルチメディア放送の「事業構造」(イメージ)

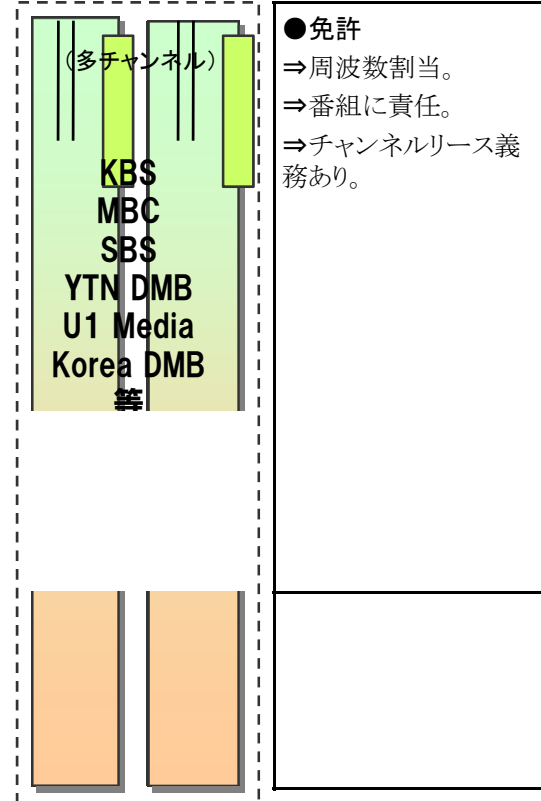
英国



仏国



韓国



ハードソフト分離(別々の行政手続)

ハードソフト一致
チャンネルリース義務

周波数の割当を受けた事業者が
ソフト事業者を選択

政府がソフト事業者を選択